

文書番号	
版番号	
制定日	/ /
発効日	/ /

NST実施手順

作成者	承認者

1. 目的

患者の治療及び健康状態を栄養面から把握し、改善に向かうよう、多職種で検討することを目的とするとともに、すべての治療に共通する医療行為の基本、栄養管理の重要性を病院内に周知する。

2. 適用範囲

患者様に対する栄養アセスメント～栄養指導に関する一切の工程を適用範囲とする。

栄養指導の区分には下記のものがある。

- 患者に対するNST

個別栄養指導の実施については、別途定める「栄養指導手順」参照のこと。

3. 責任・担当

NSTにおける責任・担当は下記のとおり。

- NSTの必要性の提言 …………… 各担当職種(医師、管理栄養士、看護師、リハスタッフ等)
- NSTの必要性の指示 …………… 医師
- NSTの必要性の検討 …………… NST委員会(医師の指示がない場合)
- NSTの目標及び計画の立案 ……… NST委員会
- NSTの実施の指示 …………… NST委員会
- NSTの目標及び計画の承認 ……… NST委員会
- NSTの実施 …………… NST委員会
- NSTの実施の効果の検証 ……… NST委員会

4. 業務フロー

プロセス	担当者	手順	参照文書・記録等
指示又は提言	各担当者	<ul style="list-style-type: none"> 主治医が「NST 依頼書」を記入する。 各担当者が「NST 依頼書」を記入する。 看護師は入院時に「栄養管理計画書(案)」を立案し、患者の栄養状態を把握する。 	NST 依頼書 栄養管理計画書(案)
必要性の判断 (アセスメント)	NST委員会	<ul style="list-style-type: none"> NST 委員会にて「NST 依頼書」又は「栄養管理計画書」で依頼があったものに関して検討する。 指示がない患者であっても、委員会が必要と考える場合、NSTの実施を検討する。ただし、主治医が不要と判断したものは除外する。 身体計測及び血液検査の結果もアセスメントのインプット情報とする。 NST委員会の記録を「NSTカルテ」に残す。 	NST 依頼書 栄養管理計画書 NSTカルテ
計画の立案	NST委員会	<ul style="list-style-type: none"> 身体計測及び SF・AF などから、必要エネルギーを算出し「栄養改善計画」を「NSTカルテ」に立案する。 	栄養改善計画 NSTカルテ
計画の承認	NST委員会	<ul style="list-style-type: none"> NST 委員会にて、「栄養改善計画」を検討し承認を得る。承認の記録を「NSTカルテ」に残す。 	栄養改善計画 NSTカルテ
説明と同意	NST委員会	<ul style="list-style-type: none"> 栄養改善計画を NST アセスメントとし「入院カルテ」に記入し、今後のアドバイスを主治医に伝える。 NST 回診時にNST委員会(主としてNST医師)は患者に説明を行い、同意を得る。 	入院カルテ
周知・徹底及び実施	主治医	<ul style="list-style-type: none"> 主治医は治療方針を考慮の上、NST のアドバイスを実施する。 必要に応じて、NST医師が主治医に提言を行う。 	
効果の確認	NST委員会	<ul style="list-style-type: none"> 翌週の NST 回診時に患者データ検討を行う。 回診の記録を「NSTカルテ」及び「入院カルテ」に残す。 	NSTカルテ 入院カルテ
(計画の修正)	NST委員会	<ul style="list-style-type: none"> データ等確認し、「栄養改善計画」の修正が必要であれば、その都度修正を行い、主治医に伝える。 	
目標の達成又は離脱	NST委員会	<ul style="list-style-type: none"> 当初の目標が達成された場合、NSTを終了する。 身体状況の悪化により、NST 介入が困難となった場合は離脱とする。 達成又は離脱の判断は週1回の NST 回診で行う。 NSTの過程および終了(離脱を含む)の記録を「NSTカルテ」にまとめ、栄養科に保管する。 	NSTカルテ

5. NST実施／終了における判定基準

NST委員会は、下記の状態を確認した場合、NST実施又は終了の判断を行う。

【NST実施基準】

- ① 主治医が必要と判断した場合
- ② 各担当者が必要と判断し、主治医が了承した場合
- ③ アルブミン値が基準値(3.0)を下回った場合で、NST委員会が必要と判断した場合
- ④ 身体計測結果を確認し、NST委員会が必要と判断した場合
- ⑤ 褥瘡委員会からの依頼があり、主治医が了承した場合

【NST終了基準】

- ① アルブミン値が基準値(3.0)を上回った場合で、NST委員会が終了できると判断した場合
- ② 身体計測の結果が良好と判断された場合
- ③ 褥瘡が回復した場合

【NST離脱基準】

- ① 身体状況が悪化し、NST介入の必要性が少なくなったとNST委員会が判断した場合
- ② 退院・転院した場合
- ③ 死亡した場合

6. NST委員会の構成

目的	患者の栄養状態を把握し、改善に向かうよう多職種で検討する。 すべての治療に共通する医療行為の基本、栄養管理の重要性を病院内に徹底的に周知していく。
参加者	【回診実施及び検討会への参加者】 ◎医師・看護師・管理栄養士・薬剤師・臨床検査技師・理学療法士・作業療法士・言語療法士 【検討会のみ参加者】 MSW・医事課・地域連携室・システム課
頻度	週1回の回診、月2回の検討会(勉強会)
検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ● NST介入の必要性の判断 ● 栄養管理計画書の立案及び修正 ● NST実施患者の継続的管理 ● 主治医へのNST提言
記録	「NSTカルテ」 「入院カルテ」 「議事録」